_

○嚴婚省告示第二十一号

部を吹のように改正し、令和元年十二月一日から適用する。定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和四十八年二月環境省告示第十三号)の一金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号)第四条の規

令柜元年十月七日

改

띰

後

環境大臣 小泉 進炊郎

温

新たに追加する。を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これをうに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

改

띰

第一 険液の作成

埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥(トリクロロエチレン) 、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、回磕化屄業、一・ | | −;シ ♥ ロロHをソ、| ・ | −;シ ♥ ロロH栣フソ、ツK− | ・ |・||―←シをロロHをソ、|・|||―ジをロロアロペソ、メン ゼン及び一・四―ジオキサン(以下「揮発性物質」という。) の検定に係るものを除く。)、弑さい若しくはばいじん(一・ 四―ジオキサンの検定に係るものを除く。)、これらの産業廃 棄物を処分するために処理したもの(揮発性物質の検定に係る ものを徐く。)若しくは龚水跟等を処分するために処理したも の又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥(揮発性物質 の検定に係るものを除く。)に係る検液は、炊の妻に掲げる方 法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含ま れる金属等(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める 省合別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。)の答 出の関作を行い、できるだけ速やかに三千重力加速度で二十分 問遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィ ルター(第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらな い材質のもの。以下同じ。)を用いてろ過した溶液から検定に 必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

第一 険液の作成

埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥(トリクロロエチレン 、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四強化炭素、一・ リージグロロHダン、 」・ 」― ジグロロH欅フン、ツヾ― 」・ | ・||一〜トラクロロHをソ、| ・|||一ジクロロルロペソ、、、ソ ゼン及び一・四―ジオキサン(以下「陣発生物質」という。) の検定に係るものを除く。)、鉱さい若しくはばいじん(一・ 四―ジオキサンの検定に係るものを除く。)、これらの産業廃 棄物を処分するために処理したもの(揮発性物質の検定に係る ものを徐く。)若しくは龚水銀等を処分するために処理したも の又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥(揮発性物質 の検定に除るものを除く。)に除る検液は、炊の妻に掲げる方 法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含ま れる金属等(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める 省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。)の溶 出の関作を行って得られた試料液を三千重力加速度で二十分間 遠心分離した後、凡俎一マイクロメートルのメンブランフィル ター(第二の表の上欄に掲げる物質に対して改着が起こらない **材質のもの。以下同じ。)を用いてろ過した溶液から検定に必** 要な量を正確に計り取って作成するものとする。

紅菜	(盎)
試料液	ケ〜 (と)
	ニ イからへまでにおいて用いる容器の容積は溶媒
	の体積のおおむね二倍とする。混合後、できるだ
	け速やかに溶出の操作を行う。
黎 田	(2)
編	물)

1 (()

扱う。)を検液とする。 扱う。)を検液とする。 した試料 (別表第三回 / に規定する試料の取扱いに準じて取りきょう雑物を除去した家畜みん尿にあっては、有姿のまま採取に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後、速やかに検定確に計り取り、これに水を加えて全量を一リットルとし、このまま採取した試料から必要な量(二百ミリリ・トル以上とす遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿に係る検液は、有姿の選性のよよう雑物を除去した家畜かん尿に係る検液は、有姿の三、海洋投入処分を行おうとする廃酸若しくは廃アルカリ又は浮

紅菜	(鞏)
弒卖液	の体積のおおむね二倍とする。 ニ イからへまでにおいて用いる容器の容積は溶媒イ~ハ(略)
	(雀)
編 (

11 (盤)

扱う。)を検液とする。 扱う。)を検液とする。 した試料(<u>別表第二回</u>~に規定する試料の取扱いに準じて取りきょう雑物を除去した家畜みん尿にあっては、有姿のまま採取に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後、速やかに検定確に計り取り、これに水を加えて全量を一リットルとし、このる。)を共栓付メスシリンダー(容量一リットルのもの)に正まま採取した試料から必要な量(二百ミリリットル以上とす遊性のきょう雑物を除去した家畜みん尿に係る検液は、有姿の三、海洋投入処分を行おうとする疑唆若しくは廃アルカリ又は浮

第二 検定の方法 (略)		無川	検定の方法	(盤)	
一 アルキル水銀化合物	掲げる方法 排水基準告示」という。) 付表三に九月環境庁告示第六十四号(以下「という。) 付表三及び昭和四十九年十九号(以下「水質環境基準告示」印和四十六年十二月環境庁告示第五	1	アルキル水銀		** 準告示」という。) 付表三に掲げる境庁告示第六十四号 (以下「排水基替える。) 及び昭和四十九年九月環「トルエン」は「ベンゼン」と読みという。) 付表三 (同表に規定する十九号 (以下「水質環境基準告示」中和号 (以下「水質環境基準告示」
二 水銀又はその化合物	(從)	1 1	水銀又はその:	行合物	(隺)
化合物 三 カドミウム又はその	く。海洋投入処分を行おうとする □の備考 六 に 定める 方 法 を 除 ○ ○ (○ ↑) の 五 十 二・ ることとしている日本工業規格 X 大)の 五 十 五 の 準 備 操作で 参照 す 日本工業規格 X ○ ○ (○ 1 ○ 六)の 五 十 五 に 定める 方 法 (□ 本工業 規格 X ○ ○ (○ 1 ○ 六)の 日 十 五 に 定める 方 法 (は、 日本工業 規格 X ○ ○ (1) (1) (1)		化合物 カドミウムマ	へはその	除く。) 人)の五十五・一に定める方法を日本工業規格区(一〇二(二〇〇世子正美規格区(101)(二〇〇〇〇一)は、海洋投入処分を行おうとする無機は、日本工業規格区(一〇二(二四)、日本工業規格区(一〇二(二十年)に掲げる検液にあって

	無機性の汚泥に係る検液にあって
	は、日本工業規格区〇一〇二(二
	○一六)の五十五・一に定める方
	法を除く。)
	ロ 第一の二及び三に掲げる検液に
	あっては、日本工業規格区〇一〇
	(三〇一六) の五十五に定める
	方法 (日本工業規格区〇一〇二)
	二〇一六)の五十五の準備操作で
	参照することとしている日本工業
	規格区○一○二(二○一六)の五
	十二・二の備考六に定める方法を
	除く。日本工業規格区〇一〇二(
	三〇一六)の五十五・一に定める
	方法にあっては、日本工業規格区
	<u>01011 (1101К)</u> ен+не
	備考一に定める操作を行うものと
	~ かん。)
四 銘又はその化合物	日本工業規格区 〇 (
	<u>) の五十四に定める方法(日本工業</u>
	
	m *

	する。) 備考 に定める操作を行うものと 方法にあっては、日本工業規格区 方法 (日本工業規格区) (日本工業規格区) (1100人) の五十五・一に定める 11 (1100人) の五十五に定める もっては、日本工業規格区 (1100人) の五十五に定める 日 第一の11及び三に掲げる検液に
四 鉛又はその化合物)の五十四に定める <u>方法</u> 日本工業規格区(一〇二(二〇〇八

	0	
	_	

四の準備操作で参照することとして
いる日本工業 規格区() () ()
一大)の五十二・二の備考六に定め
る方法を除く。)
五 有機鱗(りん)化合 排水基準告示付表一に掲げる方法又
<u> </u>
大)の三十一・一に定める方法のう
ちガスクロマトグラフ法以外のもの
(メチルジメトンにあっては、排水
基準告示付表二に掲げる方法)
大 大価クロム化合物 別表第一に掲げる方法又は添加回収
試験において回収率が八十パーセン
ト以上百二十パーセント以下である
ときに限り日本工業規格氏〇一〇二
(二〇一六) の六十五・二に定める
方法(六十五・二・六に定める方法
∽≪√。)_
七 砒(ひ)素又はその 日本工業規格区〇一〇二(二〇一六
化合物 → の大十一に定める <u>大法(ただし、</u> 七 砒 (ひ) 素又はその 日本工業規格区○一〇二(二〇一六

物工を機嫌(りん)化合	基準告示付表二に掲げる方法) (メチルジメトンにあっては、排水らガスクロマトグラフ法以外のもの人)の三十一・一に定める方法のうは日本工業規格区○一〇二(二〇〇排水基準告示付表一に掲げる方法又
大 大価クロム化合物)の六十五・二に定める <u>方法</u> 日本工業規格区○一〇二(二〇〇八
化合物七 砒(ひ)素又はその	<u>)の大十一に定める才法日本工業規格区(1011(1100八</u>

く シアン行合物	大・一・一に定める方法を除く。) 規格区○一○二(二○一六)の三十)の三十八に定める方法(日本工業 日本工業規格区○一○二(二○一六 分な量を加えるものとする。) ビン酸溶液の添加量については、十 のよう化カリウム溶液及びアスコル
B C C B	しまる。) 語なでしょうとと、まで濃縮するものではなりになった。 主操作を行った。 はなられる量限界が得られる量(例えばして、 ではらいなのな液液は検定がでいた。 田液の濃縮を別表第し、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のがではらないでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のがではられるを をでいるのではない。 のでは、 のなたなが、 のなたなられた。 のなたなられた。 のななたなられた。 のななたなられた。 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 のなながは、 ををしまるが、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながは、 のながが、 のながが、 のながが、 のながが、 のながが、 のながが、 のながが、 のながが、 のなが、 のいが、

< シアン 行 を を の の の の の の の の の の の	八・一・一に定める方法を除く。) 規格区○一○二(三○○八)の三十)の三十八に定める方法(日本工業日本工業規格区○一○二(二○○八
BOP 力	しまる。) 語な店量限界が得られる量(例えばラムクロマトを)を後後後は検定が同される事によりとと等による妨害なび可は、別により行うものとはるなのとはのというかの選縮を別表第一に掲げる方かっては、同方法の試験操作のうなならならならななのは酸操作のうな、はならなる方はうとする有機性の汚ににある方法(海洋投入処本ははは、10○六)に定める方法(海洋投入の人工)にである方法(海洋投入の人工)には、10○八)に、10○○八)には、10○○八)には、10○○八)には、10○○八)には、10○○八)には、10○○八)には、10○○八)には、10○○八)には、10○○八)には、10○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

10	トリクロロエチン	イ 第一の三に掲げる検液にあって
γ		は、日本工業規格区〇一二五(二
		<u>○ ⊀)</u> 6Ħ・ ′Ħ・ ′H・
		三・二、五・四・一又は五・五に
		定める方法
		ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及
		び汚泥を処分するために処理した
		ものにあっては、別表第三に掲げ
		る方法又は日本工業規格区〇一二
		<u>用 (1101代)</u> 6H・1′H・11
		、五・三・二巻しくは五・四・一
		に定める方法
		ハ 海洋投入処分を行おうとする無
		機性の汚泥にあっては、別表第三
		に掲げる方法又は日本工業規格区
		<u>○ (○ K)</u> € +
		五・二、五・三・一若しくは五・
		四・一に定める方法
		ニ 海洋投入処分を行おうとする有
		機性の汚泥にあっては、別表第四
		に掲げる方法又は日本工業規格区
1		1

10	トリクロロエチン	イ 第一の三に掲げる検液にあって
\mathcal{Y}		は、日本工業規格区〇一二五(一
		<u> 九九五)</u> の五・一、五・二、五・
		三・二、五・四・一又は五・五に
		定める方法
		ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及
		び汚泥を処分するために処理した
		ものにあっては、別表第二に掲げ
		る方法又は日本工業規格区〇一二
		五 (一九九五) の玉・一、五・二
		、五・三・二若しくは五・四・一
		に定める方法
		へ 海洋投入処分を行おうとする無
		機性の汚泥にあっては、別表第二
		に掲げる方法又は日本工業規格区
		<u>○ 五(九九五)</u> の五・ 、
		五・二、五・三・一若しくは五・
		四・一に定める方法
		ニ 海洋投入処分を行おうとする有
		機性の汚泥にあっては、別表第三
		に掲げる方法又は日本工業規格区

	定める方法〇一二五 (二〇一六) の玉・一に		定める方法 ○一二五(一九九五)の五・一に
フン 	一	一	に

	\supset
_	

		. [T
	機性の汚泥にあっては、別表第四		機性の汚泥にあっては、別表第三
	に掲げる方法又は日本工業規格区		に掲げる方法又は日本工業規格区
	<u>이기대 (11이국)</u> 6년·1월		<u>○ 五(九九五)</u> の五・ に
	定める方法		定める方法
111 ジシロロメダン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋		イ 第一の三に掲げる検液並びに埋
	立処分を行おうとする汚泥及び汚		立処分を行おうとする汚泥及び汚
	泥を処分するために処理したもの		泥を処分するために処理したもの
	にあっては、日本工業規格区〇一		にあっては、日本工業規格区〇一
	<u> 1114 (1101 K)</u> 614 • 1 ′ 14 •		<u> 三五(一九九五)</u> の五・1、五・
	二、五・三・二又は五・四・一に		ニ、五・三・二又は五・四・一に
	定める方法		定める方法
	ロ 海洋投入処分を行おうとする無		ロ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、日本工業		機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区(111五(1101六)の五		規格区○一二五(一九九五)の五
	・一、五・二又は五・三・二に定		・一、五・二又は五・三・二に定
	める方法		める方法
	ハ 海洋投入処分を行おうとする有		ハ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、日本工業		機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区〇一二五(二〇一六)の五		規格区○ 二五(九九五)の五
	・一に定める方法		・一に定める方法

一三 四塩化炭素	イ 第一の三に掲げる検液にあって
	は、日本工業規格区〇一二五(二
	<u>○ 代)</u> 6 H · l ′ H · l l ′ H ·
	三・二、五・四・一又は五・五に
	定める方法
	ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及
	び汚泥を処分するために処理した
	ものにあっては、別表第三に掲げ
	る方法又は日本工業規格区〇一二
	<u>벼(1101代)</u> 6벼·1´벼·11
	、五・三・二若しくは五・四・一
	に定める方法
	へ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、 <u>別表第三</u>
	に掲げる方法又は日本工業規格区
	<u> </u>
	五・二、五・三・一若しくは五・
	四・一に定める方法
	ニ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、別表第四
	に掲げる方法又は日本工業規格区
I	l I

111	四塩化炭素	~ 無
		だ、
		<u> </u>
		111

- 定める方法 三・二、五・四・一又は五・五に九九五(1)の五・一、五・二、五・二、五・二、五・二、五・二、五・二、五・二、五・八、日本工業規格区〇一二五(一年、第一の三に掲げる検液にあって
- 、五・三・二若しくは五・四・一<u>五(一九九五)</u>の五・一、五・二 る方法又は日本工業規格K〇一二ものにあっては、別表第二に掲げび汚泥を処分するために処理した日 埋立処分を行おうとする汚泥及
- 四・一に定める方法 五・二、五・三・一若しくは五・ ○一二五(一九九五)の五・一、 に掲げる方法又は日本工業規格区 機性の汚泥にあっては、別表第二 へ 海洋投入処分を行おうとする無
- に掲げる方法又は日本工業規格区機性の汚泥にあっては、別表第三二 海洋投入処分を行おうとする有

\sim	
\vdash	

	<u>이기(대 (기이 ()</u> 6년· 1		<u> 〇一二五(一九九五)</u> の五・一に
	定める方法		定める方法
国 ・ -ジグロロ	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋	日 ・1 -沙々ロロ	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋
$H \times Y$	立処分を行おうとする汚泥及び汚	H&Y	立処分を行おうとする汚泥及び汚
	泥を処分するために処理したもの		泥を処分するために処理したもの
	にあっては、日本工業規格区〇一		にあっては、□本工業規格区○一
	<u>11H (1101K)</u> 6H·1、H·		<u>三五(一九九五)</u> の五・一、五・
	ニ、五・三・二叉は五・四・一に		二、五・三・二叉は五・四・一に
	定める方法		定める方法
	ロ 海洋投入処分を行おうとする無		ロ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、日本工業		機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区〇一二五(二〇一六)の五		<u> 規格区〇一二五(一九九五)</u> の下
	・ 、 五・ 、 五・ l ・ 又は 五		・一、五・二、五・三・一又は五
	・三・二に定める方法		・三・二に定める方法
	ハ 海洋投入処分を行おうとする有		ハ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、日本工業		機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区〇一二五(二〇一六)の五		規格区〇一二五(一九九五)の〒
	・一に定める方法		・一に定める方法
H · — 沙々ロロ	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋	H • — \$ \$ \$ 1 1	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋
エチフン	立処分を行おうとする汚泥及び汚	H # 7 ソ	立処分を行おうとする汚泥及び汚

_)
_	_

		-		
	泥を処分するために処理したもの			泥を処分するために処理したもの
	にあっては、日本工業規格区〇一			にあっては、日本工業規格区〇一
				<u>三五(一九九五)</u> の五・一、五・
	二、五・三・二又は五・四・一に			ニ、五・三・二叉は五・四・一に
	定める方法			定める方法
	ロ 海洋投入処分を行おうとする無			ロ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、日本工業			機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区〇一二五(二〇一六)の五			規格区○一二五(一九九五)の五
	・一、五・二又は五・三・二に定			・一、五・二又は五・三・二に定
	める方法			める方法
	ハ 海洋投入処分を行おうとする有			ハ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、日本工業			機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区(111五(1101六)の五			規格区○一二五(一九九五)の五
	・一に定める方法			・一に定める方法
1 K % K-1 • 1 - %	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋		大	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋
クロロエチレン	立処分を行おうとする汚泥及び汚		クロロエチレン	立処分を行おうとする汚泥及び汚
	泥を処分するために処理したもの			泥を処分するために処理したもの
	にあっては、日本工業規格区〇一			にあっては、 日本工業規格区〇一
	<u> ПН (ПОТК)</u> 6Н・1′Н・			<u>三玉(一九九五)</u> の玉・一、玉・
	二、五・三・二又は五・四・一に			ニ、五・三・二叉は五・四・一に
	定める方法			定める方法
		11		

	ロ 海洋投入処分を行おうとする無		ロ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、日本工業		機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区○ 1 (1 ○ 犬) の五		規格区○一二五(一九九五)の五
	・一、五・二又は五・三・二に定		・一、五・二又は五・三・二に定
	める方法		める方法
	ハ 海洋投入処分を行おうとする有		ハ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、日本工業		機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区〇一二五(二〇一六)の五		規格区○一二五(一九九五)の五
	・一に定める方法		・一に定める方法
17 1.1.1	イ 第一の三に掲げる検液にあって	17 1 1 1 1	イ 第一の三に掲げる検液にあって
クロロエタン	は、日本工業規格区〇一二五(二	クロロエタン	は、日本工業規格区〇一二五(一
	<u>○ 1 代)</u> 6 H · 1 ′ H · 11′ H ·		<u> 札丸玉) の玉・一、玉・二、五・</u>
	三・二、五・四・一又は五・五に		三・二、五・四・一又は五・五に
	定める方法		定める方法
	ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及		ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及
	び汚泥を処分するために処理した		び汚泥を処分するために処理した
	ものにあっては、別表第三に掲げ		ものにあっては、別表第二に掲げ
	る方法又は日本工業規格区〇一二		る方法又は日本工業規格区〇一二
	<u>벼 (1101代)</u> 6벼·1, 벼·11		<u> 五 (1 九九五)</u> の五・1、五・11
	、五・三・二若しくは五・四・一		、五・三・二若しくは五・四・一
	に定める方法		に定める方法
1	·	•	'

	へ 海洋投入処分を行おうとする無			ハ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、別表第三、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			
				機性の汚泥にあっては、別表第二
	に掲げる方法又は日本工業規格区			に掲げる方法又は日本工業規格区
	<u> 〇 11性 (11〇 代)</u> 6性・1、			<u>〇一二五(一九九五)</u> の五・1、
	五・二、五・三・一若しくは五・			五・二、五・三・一若しくは五・
	四・一に定める方法			四・一に定める方法
	ニ 海洋投入処分を行おうとする有			ニ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、別表第四			機性の汚泥にあっては、別表第三
	に掲げる方法又は日本工業規格区			に掲げる方法又は日本工業規格区
	<u> 0111性 (1101代)</u> 6性・1 に			〇一二五 (一九九五) の五・一に
	定める方法			定める方法
1 < 1 • 1 • 1 1 - 4 >	イ 第一の三に掲げる検液にあって	Į	1 < 1 · 1 · 11 - ← >	イ 第一の三に掲げる検液にあって
クロロイダン	は、日本工業規格区〇一二五(二		クロロエタン	は、日本工業規格区〇一二五(一
	<u>○ ⊀)</u> 6Ħ・ ′Ħ・ ′Ħ・			<u> 礼丸玉)</u> の玉・一、玉・二、五・
	三・二、五・四・一又は五・五に			三・二、五・四・一又は五・五に
	定める方法			定める方法
	ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及			ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及
	び汚泥を処分するために処理した			び汚泥を処分するために処理した
	ものにあっては、別表第三に掲げ			ものにあっては、別表第二に掲げ
	る方法又は日本工業規格区〇一二			る方法又は日本工業規格区〇一二
	<u>用 (1101代)</u> 6H・1、H・11			五 (一九九五) の玉・一、玉・二
1 1	i l	I	1	l l

		,
	、王・三・二若しくは王・四・一	、 五・111・11 指しくは 五・1
	に定める方法	に定める方法
	ハ 海洋投入処分を行おうとする無	ハ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、別表第三	機性の汚泥にあっては、別表第二
	に掲げる方法又は日本工業規格区	に掲げる方法又は日本工業規格区
	○ 1 \H(1 ○ -K) 6 H・ 、	<u>○ 五(九五)</u> の王・ 、
	五・二、五・三・一若しくは五・	五・二、五・三・一若しくは五・
	四・一に定める方法	四・一に定める方法
	こ 海洋投入処分を行おうとする有	こ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、別表第四	機性の汚泥にあっては、 <u>別表第三</u>
	に掲げる方法又は日本工業規格区	に掲げる方法又は日本工業規格区
	<u>○ 11性(110 代)</u> の性・1 だ	<u>○ 五(九九五)</u> の五・ に
	定める方法	定める方法
14 1 • 111—	ジクロロ イ 第一の三に掲げる検液並びに埋	一九 一・三―ジクロロ イ 第一の三に掲げる検液並びに埋
プロペン	立処分を行おうとする汚泥及び汚	プロペン 立処分を行おうとする汚泥及び汚
	泥を処分するために処理したもの	泥を処分するために処理したもの
	にあっては、日本工業規格区〇一	にあっては、日本工業規格区〇一
	<u>іін (ііОі К)</u> ен·і́н·	<u>三王(一七九王)</u> の王・1、王・
	こ、五・三・二叉は五・四・一に	ニ、王・三・二又は王・四・一に
	定める方法	定める方法
	ロ 海洋投入処分を行おうとする無	ロ 海洋投入処分を行おうとする無
1.1	I	

_	

	・一に定める方法 現格区(二二五(二〇一六)の五機性の汚泥にあっては、日本工業へ 海洋投入処分を行おうとする有める方法 とする有める方法 関格区(二五(二〇一六)の五機性の汚泥にあっては、日本工業
110 HDIVA	石。。) 五に掲げる方法により行うものとすなの試験操作のうち前処理を引送にあっては。 処理における試料なっては、同方の の性における試料の量を行おうと。 の性における試料の量を行おうとなっては、同方法の試験操作のうりうと 立処分を行おうとがに処理したものにあれば、第一の三に掲げる符に及び活足がにとまるに必要はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
111 9437	水質環境基準告示付表六に掲げる方

	、 海洋投入処分を行おうとする有める方法 ・一、五・二又は五・三・一に定規格区○一二五(一九九五)の五機性の汚泥にあっては、日本工業
	機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区○一二五(一九九五)の五
	一に定める方法
110 HDIVA	する有機性の汚泥にあっては、同方 トルとし、海洋投入処分を行おうと 処理における試料の量を百ミリリッっては、同方法の試験操作のうち前を処分するために処理したものにあななが汚泥なび汚泥及び汚泥を(第一の三に掲げる検液並びに埋水質環境基準告示付表五に掲げる方方
111 2627	大質環境基準告示付表六に掲げる方る。) 同に掲げる方法により行うものとす法の試験操作のうち前処理を別表第
	ス厚理技事が合う作業フい掛いる力

∞	
_	

	法(第一の三に掲げる検液並びに埋	Ī		
	立処分を行おうとする汚泥及び汚泥			
	を処分するために処理したものにあ			
	っては、同方法の試験操作のうち前			
	処理における試料の量を百ミリリッ			
	トルとし、海洋投入処分を行おうと			
	する有機性の汚泥にあっては、同方			
	法の試験操作のうち前処理を <mark>別表第</mark>			
	五に掲げる方法により行うものとす			
	<i>1</i> %°)			
1111 チオベンカルブ	水質環境基準告示付表六に掲げる方		1 1 1	チオベン
	法(第一の三に掲げる検液並びに埋			
	立処分を行おうとする汚泥及び汚泥			
	を処分するために処理したものにあ			
	っては、同方法の試験操作のうち前			
	処理における試料の量を百ミリリッ			
	トルとし、海洋投入処分を行おうと			
	する有機性の汚泥にあっては、同方			
	法の試験操作のうち前処理を <u>別表第</u>			
	五に掲げる方法により行うものとす			
	κ_{0})			

	回に掲げる方法により行うものとす法の試験操作のうち前処理を別表第する有機性の汚泥にあっては、同方トルとし、海洋投入処分を行おうと処理における試料の量を百ミリリッっては、同方法の試験操作のうち前を処分するために処理したものにあ立処分を行おうとする汚泥及び汚泥法(第一の三に掲げる検液並びに埋
	10°)
1111 チャベンセイブ	る。) ほに掲げる方法により行うものなけるの試験操作のうち前処理を力ないからする を有機性の汚泥にあっては、同天 処理における試料の量を行ぶらっては、同方は、同方法の試験操作のうか。 な処分するために処理したようか。 立処分を行おうとう。 立処分を行おうとがに なのむいい。 なのなが行れるは ないたが、 はの分を行おららい。 なるのかが、 なるながでは、 なるといい。 なるながになった。 なるのからために必難したものらい。 法に第一の三に掲げる検液並びに現 水質環境基準告示け表大に掲げる方

(7	
Т		

1111 ベンガン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋
	立処分を行おうとする汚泥及び汚
	泥を処分するために処理したもの
	にあっては、日本工業規格区〇一
	<u>11性 (11〇1代)</u> 6H・1、H・
	二、五・三・二叉は五・四・二に
	定める方法
	ロー海洋投入処分を行おうとする無ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	機性の汚泥にあっては、日本工業
	・ 、 五・ 1 又は 五・ 三・ 1 に 定
	める方法
	ハ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区〇一二五(二〇一六)の五
	・一に定める方法
二四 セレン文はその化	□ 本工業 規格 K O O (O √
布を	<u> </u>
√⊓ 17.	
	処分を行おうとする汚泥にあっては
	<u>□──</u> • ↑ • ↑ • • • • • • • • • • • • • • •
	大)の大十七・一に定める方法を除

(ばんゞ [1]] (イ 第一の三に掲げる検液並びに埋
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	立処分を行おうとする汚泥及び汚
	泥を処分するために処理したもの
	にあっては、日本工業規格区〇一
	<u> 三五(一九九五)</u> の五・1、五・
	ニ、五・三・二叉は五・四・二に
	定める方法
	ロ 海洋投入処分を行おうとする無
	機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区○ 五(九九五) の五
	・一、五・二又は五・三・二に定
	める方法
	へ 海洋投入処分を行おうとする有
	機性の汚泥にあっては、日本工業
	規格区○ 五(九九五) の五
	・一に定める方法
二四 セレン又はその化	□本工業規格及○ ○ (() ○
40) の六十七に定める方法(海洋投入
	処分を行おうとする汚泥にあっては
	、 □ ★ 日 業 型 は に に に に に に に に に に に に に
	八)の六十七・一に定める方法を除

		√°)
二五 有機	植素化合物	別表第六に掲げる方法で得られた検
		液について、日本工業規格区〇一〇
		(二〇一大) の三十五・三に定め
		る大法
二六 網区	はその化合物	□本工業規格K○ ○ (○ 大
) の五十二に定める方法(日本工業
		<u> </u>
		二・一に定める方法(海洋投入処分
		を行おうとする有機性の汚泥の場合
		に限る。)及び準備操作のうち日本
		五十二・二の備考六に定める方法を
		<u>黍^。)</u>
11七 用怨	文はその化合	日本工業規格区〇一〇二 (二〇一六
薆)の五十三に定める方法(日本工業
		
		三の準備操作で参照することとして
		いる日本工業 現格区
		一大)の五十二・二の備考六に定め

Ī			√°)
	11#	有機強素化合物	別表第五に掲げる方法
	1114	網又はその化合物	方法を除く。) (二○○八) の五十二・一に定めるあっては、日本工業規格区○一○二処分を行おうとする有機性の汚泥に「の五十二に定める方法(海洋投入」の五十二に定める方法(海洋投入日本工業規格区○一○二(二○○八
	多	亜鉛又はその化合	<u>)の五十三に定める方法日本工業規格KO一〇二(二〇〇八</u>

_	
C	1

	る方法を除く。)
二人 弗(ふつ) 化物	毎リットル塩酸で中和すること。) ち蒸留して得た留出液を〇・一モルっては、三十四・一の試験操作のう回のうちFIA法を用いる場合にあ「の三十四に定める方法(三十四・日本工業規格区○一〇二(二○一六
の化合物 二九 ベリリウム又はそ	(銓)
合物 こう クロム文はその化	7の六十五・一に定める方法目本工業規格区○一○二(二○一六
化合物 三一 ニッケル又はその	る方法を除く。) 一六)の五十二・二の備考六に定めいる日本工業規格区○一○二(二○九の準備操作で参照することとして 規格区○一○二(二○一六)の五十三の五十九に定める方法(日本工業日本工業規格区○一○二(二○一六)
三二、バナジウム又はそ	日本工業規格区〇一〇二(二〇一六

	1
二八 弗 (ふつ) 化物	別表第六に掲げる方法又は日本工業
	<u> </u>
	四に定める方法
ニ九 ベリリウム又はそ	(雀)
の名令数	
三〇 クロム又はその化	□★□業関格区○ ○ () ○ <
· 你老	- の六十五・一に定める方法 - - -
三二 ニッケル又はその	
	<u>)</u> の五十九に定める <u>才法</u>
三二 バナジウム又はそ	日本工業規格区(101(1100八

の名合物)の七十に定める方法
ニニニ アェノーグ港	<u> 「のニナ八・一に定める方法(ニナーを工業規格区()の二(二〇一六</u>
	<u>く。)</u> 十八・一・三に定める方法を除八・一・二の備考四、備考五及び二
ン 三四 一・四―ジガキサ	(智)

備考

く。)を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理じん」と、同表曰へ中「埋立処分(海面埋立処分を除いて、別表第三回口中「汚泥」とあるのは「汚泥又はばい表の試料液の項のイに規定するものとする。この場合におい、試料の作成及び検液の調製を別表第三回イ、口及びへ掲げるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱、第二三号及び第三四号の下欄に掲げる方法(別表第三にの汚泥を除く。)の検定に係る第一〇号から第一九号までために処理したもの(海洋投入処分を行おうとする有機性は、過程に対けいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分する

の名令物) の七十に定める方法
三三二 レェノーケ港	□本工業規格区○ ○ () ○ <
	「のニナ八・一に定める 才法
三四一・四一ジオキサ	(隺)
λ	

羅物

く。)を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理じん」と、同表曰ハ中「埋立処分(海面埋立処分を除いて、別表第二旦ロ中「汚泥」とあるのは「汚泥又はばい表の試料液の項のイに規定するものとする。この場合におい、試料の作成及び検液の調製を別表第二旦イ、口及びハ場けるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱、第二三号及び第三四号の下欄に掲げる方法(別表第二にために処理したもの(海洋投入処分を行おうとする有機性は、汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分する

- 大処分」と読み替えるものとする。 埋立処分を行おうとする汚泥若しくはばいじん又は海洋投を行おうとする汚泥又は海洋投入処分」とあるのは「海面じんを処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分と行おうとする汚泥又はばい立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したもの」と、「海面埋く。)を行おうとする汚泥若しくはばいじん又はこれらのしたもの」とあるのは「埋立処分(海面埋立処分を除
- 計は揮発性物質の定量限界が○・○五ナノグラムから○・こととし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析ロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いるて用いることとされている試料の量と同量の水に、マイク別やトルから百マイクロリットルとする。)を、日本工業法により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方は、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四日イ及びロの法(別表第四に掲げるものを除く。)の試験操作について第一○号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法、推採投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る
- 入処分」と読み替えるものとする。 埋立処分を行おうとする汚泥若しくはばいじん又は海洋投を行おうとする汚泥又は海洋投入処分」とあるのは「海面じんを処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分と行おうとする汚泥又はばい立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したもの」と、「海面埋産業廃棄物を処分するために処理したもの」と、「海面埋く。)を行おうとする汚泥若しくはばいじん又はこれらのしたもの」とあるのは「埋立処分(海面埋立処分を除
- 計は揮発性物質の定量限界が○・○五ナノグラムから○・こととし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析ロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いるて用いることとされている試料の量と同量の水に、マイク規格区○一二五(一九九五)の五・一に定める方法においけさしかにより請製して得られたメタノール抽出液(十マイクロ規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方は、試料の取扱い及び試料の作成を別表第三□イ及び口の法(別表第三に掲げるものを除く。)の試験操作について第一○号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方

プ管充填削を用いるものとする。 認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラッロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスク試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、

第三 濃度の算出

(盤)

第四 ダイオキシン類に係る検定方法

口 搖骸 (一十川十円)

(盤)

別表第一

工 絮潔

ラムを水に溶かして百ミリリットルとする。 日本工業規格区八五七六に規定する水酸化ナトリウム四グイ 水酸化ナトリウム溶液(四十グラム毎リットル)

る。日本工業規格氏八九五一に規定する硫酸を用いて調製す!!!

プ管充填削を用いるものとする。 認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラッロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスク試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、

第三 濃度の算出

(盤)

第四 ダイオキシン類に係る検定方法

(盤)

(権期)

る。日本工業規格区八九五一に規定する硫酸を用いて調製す

ニ ジフェニルカルバジド溶液 (十グラム年リットル)

保存する。二週間は安定である。 酸性とする。褐色ガラス瓶に入れ、摂氏零から十度の暗所にかし、日本工業規格K人三五五に規定する酢酸一滴を加えて工業規格K人○三四に規定するアセトン百ミリリットルに溶ルボノヒドラジド(ジフェニルカルバジド)一グラムを日本日本工業規格K人四八八に規定する一・五―ジフェニルカ

ホ 六価クロム標準原液(注一)

る。(この溶液一ミリリットルは六価クロム十マイクログラ温フラスコチミリリットルに移し入れ、水を標線まで加え対してその○・二八三グラムをとり、少量の水に溶かし、全ケーター中で放冷する。二クロム酸カリウム百パーセントにニクロム酸カリウムを摂氏百五十度で約一時間加熱し、デシ日本工業規格区八○○五に規定する容量分析用標準物質の

〈 大価クロム標準液

リリットルにとり、水を標線まで加える。大価クロム標準原液二十ミリリットルを全量フラスコ干ミ

□ 器具及び装置

イ 光電光度計又は光電分光光度計

闫 試験操作

イ 検液の発色及び測定

- アルカリ性の場合は、硫酸(一+三十五)で中和する。水酸化ナトリウム(四十グラム毎リットル)で、また、((検液の適量をビーカーにとり、検液が酸性の場合には、)
- を加え、振り混ぜる。に移し入れ、ジフェニルカルバジド溶液ニミリリットルロ ビーカーの溶液を全量フラスコ五十ミリリットル(A)
- 混ぜた後、水を標線まで加え、約五分間放置する。(一+丸) 二・五ミリリットルを加え、直ちに振り
- リリットル (B) に作成する。薬を含む検液を (~)(の操作により全量フラスコ五十ミ」 空試験としてジフェニルカルバジド溶液を除く全ての試
- 法全量フラスコ(A)の溶液の一部を吸収した経し、全

トル付近の欧光度を測定する。量フラスコ(B)を対照液として波長五百四十ナノメー

ロ 検液中の六価クロムの重量の算出

出する。いて六価クロムの量を求め、検液中の六価クロムの濃度を算イにより算出した吸光度から回により作成した検量線を用

回 検量線の作成

○の操作を行った溶液を対照液として吸光度を測定し、六価ラスコ五十ミリリットルに採ったものについて、□イロ及び及び(いと同じ操作を行い、水四十ミリリットルを別の全量フにそれぞれ水を加えて約四十ミリリットルとした後、□イロまでを全量フラスコ五十ミリリットルに段階的に採り、これ大価クロム標準液一ミリリットルから二十五ミリリットル

る。 それを一定濃度に薄めたものを用いることができに規定するトレーサビリティが確保されたもの又は(注一) このほか、国家計量標準(計量法第百三十四条)

編卷

•	_
_	\

- ことが望ましい。、回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下となる液に含まれる濃度の二倍程度(又は基準値付近の濃度)とし確認するために、添加回収試験を行う。添加する量は、元の1 検液に含まれる妨害物質が発色に影響を及ぼさないことを
- する。 工業規格氏○四○○―六十五―二十に定める方法により除去一○二(二○一六)六十五・二・一の備考りの操作又は日本2 試料に含まれる妨害物質による影響は、日本工業規格氏○
- る。この場合はろ過して取り除く。 3 検液に試薬を添加した際に、懸濁物質が生じることがあ
- よる。定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによ この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に

<u> </u>	<u> </u>
(盤)	(鉴)
<u> 記</u> 表第 三	<u> </u>
(盤)	(盤)

別表第三

別表第四

✓・□ (盤) く(キャン 別表第三一口に定めるもの い (盤) ホ トリクロロエチレン標準液 別表第三十二に定めるもの 〈 テトラクロロエチレン 標準液 別表第三川上に定めるもの ト 四塩化炭素標準液 別表第三一文に定めるもの ナ ー・ー・ーートリクロロエダン標準液 別表第三プワに定めるもの リー・ー・ニートリクロロエダン 懸筆液 別表第三十三に定めるもの 又 混合慓準液

① 紅嶽

工 紅辮 √・□ (器) く(キャン 別表第二十日に定めるもの い (と) ホ トリクロロエチレン標準液 別表第二十二に定めるもの 〈 テトラクロロエチレン 標準液 別表第二一十に定めるもの ト 四塩化炭素標準液 別表第二川ヌに定めるもの チ ー・ー・ーートリクロロエダン標準液 別表第二プワに定めるもの リー・ー・ニートリクロロエタン膘準液 別表第二十三に定めるもの 又 混合慓準液

別表第三円夕に定めるもの

□ 器具及び装置

イ~ (略)

〈 トイシロツシソジ

別表第三ゴチに定めるもの

ト ガスクロマトグラフ

別表第三门リに定めるもの

闫 試験操作

イ 試料の取扱い

別表第三回イに準じて取り扱う。

口・(()

岡 検量線の作成

(坐)

....

編考

ところによる。めのないものについては、別表第三及び日本工業規格に定めるこの検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定

別表第二川夕に定めるもの

□ 器具及び装置

イ~ (略)

〈 トイシロツシソジ

別表第二川子に定めるもの

ト ガスクロマトグラフ

別表第二ゴリに定めるもの

別表第二にリに定めるもの

闫 試験操作

イ 試料の取扱い

別表第二旦イに準じて取り扱う。

ロ・((と)

回 検量線の作成

(盤)

編析

ところによる。めのないものについては、別表第二及び日本工業規格に定めるこの検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定

別表第五

(盤)

(記る)

別表第六

1 紅薬

イ ヘキサン

ロ 硫酸ナトリウム (無水)

たもの五ミリリットルを加えて振り混ぜ、ろ別した残留物を風乾しトルを加えて振り混ぜ、ろ別し、残留物に再びヘキサン二十硫酸ナトリウム(無水)百グラムにヘキサン五十ミリリッ

く ソジウムビフェニル作機溶媒溶液

って、有効期間を過ぎていないもの(保存する場合には、冷ガラス製又はポリエチレン製の容器に封入されたものであ

暗所で保存する。)

二 三酸化炭素ガス

空試験を行い、測定値に影響を及ぼさない純度のもの

〕器具及び装置

別表第四

(坐)

別表第五

(海設)

試験操作

日本工業規格P三八〇一に定めるものであって、十分に洗 浄し塩化物イオンの測定に影響を及ぼさないもの

へ ろ紙五種B

杰 遠心分離機

トル以上千ミリリットル以下のもの(ソジウムビフェニル有 機溶媒溶液を添加する際にはガラス製コックのものを使用す ること)

容量百ミリリットル、二百ミリリットル及び五百ミリリッ

こ 分液ロート

容量百ミリリットルのもの

〈 共栓付遠沈管

容量百ミリリットル及び二百ミリリットルのもの

ロ 共锋付三角フラスコ

容量二十五ミリットル、百ミリリットル、二百ミリリッ トル、五百ミリリットル及び干ミリリットルのもの

イ 全量フラスコ

イ 〈 キャン 亜田

キサン層を先の分液ロートに合わせる。 リットルを加え、同様の抽出操作を繰り返し、分離したへ)に移し、残留物をもとの容器に戻し、ヘキサン五十ミリ、ヘキサン層を分液ロート(容量二百ミリリットルのもの振り混ぜた後、千重力加速度以上で十分間遠心分離を行いり取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間は共栓付遠沈管(容量百ミリリットルのもの)に正確に計体付三角フラスコ(容量二百ミリリットルのもの)あるいの異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共の、有機性の汚泥にあっては、有姿のまま採取し、小石等

を繰り返し、分離したヘキサン層を分液ロート々に合わナミリリットルを分液ロートBに加え、同様の抽出操作ル以上干ミリリットル以下のもの)に移し、ヘキサン五雑を行う。)水層を分液ロートB(容量五百ミリリットえ、十分間振り混ぜ、静置した後(必要があれば遠心分ル以下のもの)に採り、ヘキサン五十ミリリットルを加か被ロート女(容量五百ミリリットル以上干ミリリットル以上干ミリリットルリットル、廃酸又は廃アルカリにあっては、第一の三無機性の汚泥にあっては、第一の一の検液百二十五ミ

せる。

る全量フラスコに合わせ(注一)、ヘキサン溶液をヘキサルのもの)に移し、残留物を少量のヘキサンで洗い、洗液脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ(容量百ミリリット、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水する。次にミリリットルのもので、あらかじめ乾燥したもの)に移しし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ(容量百円、ヘキサン層を水十ミリリットルで三回から五回水洗い

ロ 水による逆摘出

スを水素イオン濃度指数が八以上九以下となるまで水層に通スツールピペットあるいはガラス管等を用い、二酸化炭素ガスキサン溶液に水二十ミリリットルを加えて振り混ぜる。パが残るまで繰り返す。)、室温で五分間放置する。次にこのフェニル有機溶媒溶液二・五ミリリットルを加える。青緑色ことを確認した後(青緑色が消える場合は、更にソジウムビ・五ミリリットル以上を加え、ヘキサン溶液に青緑色が残るの)に正確に計り取り、ソジウムビフェニル有機溶媒溶液二ミリリットル以下を分液ロート〇(容量百ミリリットル以上も分を分に一ト

薄める。) る。 (濁りがある場合は、ろ紙五種Bを用いてろ過した後、た後、水層を先の全量フラスコに合わせ、水で標線まで薄めのヘキサン層に水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置しスコ (容量五十ミリリットルのもの) に移す。分液ロートロリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラ容量百ミリリットルのもの) に移し、これにヘキサン二十ミ気し、溶液を中和する。静置した後、水層を分液ロートロ(

ハ ロの操作の空試験

て、ロの操作と同様の操作を行う。口の操作で用いたヘキサン抽出液と同量のヘキサンについ

ニ 溶媒の除去 (注二)

トルに定容し試験溶液とする (注三)。 ラスコ (容量二十五ミリットルのもの) で二十五ミリッシ濃度指数が八以上九以下となるまで水層に通気し、全量フキサン溶媒を揮散させ、放冷後、二酸化炭素ガスを水素イオルのビーカーに移し、ホットプレート上で加熱し溶存するへ口の水による逆抽出液の十ミリリットルを五十ミリリット

に、過酸化水素を含む溶液を用いて洗浄を行い硫化(注一) 廃棄物に硫化物が含まれている場合、水洗いの際

ましい。を加え半日程度放置し、硫化物を除去することが望い、洗液を全量フラスコに合わせる際に、金属銅粒物を酸化するか、又は残留物を少量のヘキサンで洗

- め、溶媒除去の操作は必ず行う。 っては、有機溶媒により劣化を起こすことがあるた(注二) イオンクロマトグラフの測定用カラムの種類によ
- と。 通液しても濃度が変化しないことを確認しておくこ イオンの溶出がないこと及び塩化物イオン標準液を 場合はあらかじめ溶媒除去カートリッジから塩化物 ジに試料溶液を通し、試験溶液としてもよい。その (注三) 溶媒の除去については市販の溶媒除去カートリッ

編析

のないものについては、日本工業規格に定めるところによる。この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定め

(記る)

別表第六

別表第七

別表第七

第一 フレーム原子吸光法

第一 フレーム原子吸光法

工 紅辮

~ (盤)

ロ ベリリウム慄準液

に定めるもの 日本工業規格区○一○二(二○一六)の附属書一の叉IV

① (盤)

闫 試験操作

定める方法によって前処理する。 イ 検液を日本工業規格区○一〇二(二〇一六)の五・五に

ロ~川 (器)

亘 (咎)

第二 電気加熱原子吸光法

工 紅辮

~ (盤)

ロ 硝酸パラジウム(II)溶液

定めるもの 日本工業規格区(1011(1101式)の五十四・11に 工 紅辮

~ (2)

ロ ベリリウム標準液

に定めるもの 日本工業規格区○一○二(二○○八)の附属書一の×IV

① (盤)

闫 試験操作

に定める方法によって前処理する。 イ 検液を日本工業規格区○一〇二(二〇〇八)の五・五

ロ~川 (盤)

② (盤)

第二 電気加熱原子吸光法

工 絮辮

~ (盤)

ロ 硝酸パラジウム(II)溶液

〕器具及び装置

ケ~ (と)

コ フローガス

ホ マイクロピペット

闫 試験操作

- 定める方法によって前処理する。 イ 検液を日本工業規格区○一〇二(二〇一六)の五・五に
- を読み取る(注一) (注二)。(注三)。 に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値十四・二に定める操作に従って、乾燥した後、灰化し、次熱体に注入し、日本工業規格KO一〇二(二〇一六)のエトルから五十マイクロリットル)をマイクロピペットで発口 イの操作を行った検液の一定量(例えば十マイクロリッ

コ 器具及び装置

~~ (と)

コ フローガス

ン二級 <u>日本工業規格K | 一〇五(二〇〇五)</u>に定めるアルゴ

ホ マイクロピペット

置以上五百マイクロリットル以下のもの)又は自動注入装ュボタン式液体用微量体積計(容量五マイクロリットル目本工業規格区○九七○(一九八九)に定めるプッシ

闫 試験操作

- に定める方法によって前処理する。 イ 検液を日本工業規格区(一〇二(二〇〇八)の五・五
- 長の指示値を読み取る(注一)(注二)(注三)。 化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波)の五十四・二に定める操作に従って、乾燥した後、灰で発熱体に注入し、日本工業規格区(一〇二(二〇〇八ットルから五十マイクロリットル)をマイクロピペットロ イの操作を行った検液の一定量(例えば十マイクロリ

((() い (盤) (世1) ・ (世11) (密) (注三) 必要に応じマトリックスモディファイヤーとして 硝酸パラジウムを測定時に添加する。 操作は 日本工 る方法によって行う。 (盤) 第三 IOP発光分析法 工 紫縣 ~ (盤) ロ イットリウム溶液(五十マイクログラム毎ミリリットル 考玉の六) に定めるもの (盤) 闫 試験操作

い (と) (世一) ・ (世二) (密) (注三) 必要に応じてトリックスモディファイヤーとし て硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日 <u> 本工業 報格 区 0 1 0 1 1 (1 1 0 0 八)</u> 6 五 十 四・ 1 1 に定める方法によって行う。 (盤) 第三 IOP発光分析法 工 紅辮 ~ (盤) ロ イットリウム溶液(五十マイクログラム毎ミリリット $\stackrel{\neq}{\sim}$) 考五の六) に定めるもの 闫 試験操作

((()

定める方法によって前処理する。 イ 検液を日本工業規格区○一○二(二○一六)の五・五に

口 (密)

つ。
 シトリウムに対するベリリウムの発光強度比を求める(注 三百七十一・○三ナノメートル)の発光強度を測定し、イル又は三百十三・一一ナノメートル)及びイットリウム(三百十三・○四ナノメートル、二百三十四・九ナノメートためる操作に従って、プラズマ中に噴霧し、ベリリウム(10の溶液を日本工業規格KO一一大(二○一四)の四に

ニ・ホ (略)

(灶一) (路)

正を行う必要がある。 の場合は、検液の種類によらずバックグラウンド補 三のb)に定める標準添加法を用いる。ただし、こ、日本工業規格KO一一六(二〇一四)の四・七・(注二) 塩類濃度が高く内標準法が適用できない場合には

② (盤)

第四 IOP質量分析法

に定める方法によって前処理する。 イ 検液を日本工業規格区○一〇二(二〇〇八)の五・五

口 (器)

を求める(注一)。 測定し、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比りウム (三百七十一・〇三ナノメートル) の発光強度をメートル又は三百十三・一一ナノメートル) 及びイットム (三百十三・〇四ナノメートル、二百三十四・九ナノに定める操作に従って、プラズマ中に噴霧し、ベリリウハ ロの溶液を目本工業規格区〇一一六(二〇〇三)の五

ニ・ホ (略)

(洪一) (密)

ウンド補正を行う必要がある。 し、この場合は、検液の種類によらずバックグラ<u>人・三のb)</u>に定める標準添加法を用いる。ただは、<u>日本工業規格K〇一一六(二〇〇三)の五・</u>(注二) 塩類濃度が高く内標準法が適用できない場合に

宜 (थ)

第四 IOP質量分析法

①・① (盤) 闫 試験操作 ← 後後を

一体工業

上の

「○」(」)

のは・

はい 定める方法によって前処理する。 ロ イの操作を行った険液に内原準元素を加え、日本工業規 って、プラズマ中に墳霧し、内標準元素に対するベリリウ ムの質量数/電荷の指示値との比を求める(注一)。 く・リ (盤) (世一)・(世二) (盤) (密) 羅称 (盤) 別表第八 (盤)

別表第九

```
四 (路)
(注一)・(注二) (略)
(・二 (略)
)。
シリウムの質量数/電荷の指示値との比を求める(注一に従って、プラズマ中に噴霧し、内標準元素に対するベロ イの操作を行った検液に内標準元素を加え、日本工業に定める方法によって前処理する。
□ 試験操作
□ 試験操作
□ ご (略)
```

羅彬

(盤)

別表第八

(盤)

別表第九

工 紅辮 ① (盤) 〕器具及び装置 〕器具及び装置 **~~** (略) イ~ホ (略) く トイシロツシソジ 〈 トイシロツシソジ 別表第三门二に定めるもの 別表第二门二に定めるもの ム (盤) ム (盤) 闫 試験操作(注六) 闫 試験操作(注六) イ 試料の取扱い イ 試料の取扱い 別表第三回に準じて取り扱う。 別表第二三に準じて取り扱う。 ロ談料の作成 ロ試料の作成 別表第四回に準じて取り扱う。 別表第三回に準じて取り扱う。 (と) ((() 宜 (盤) ② (盤) 編析 編析 (盤) (盤)

